

# 豊橋市少年自然の家・野外教育センターの概要

## 1. ご利用できる方

学校教育の一環として学校が行う野外教育活動や部活動合宿、遠足、新入生オリエンテーション、社会教育の一環として子ども・若者の健全育成を目指す団体が行う集団宿泊訓練、スポーツ、創作活動、その他研修事業等の活動などにご利用できます。また、子育ての一環として、家族やグループで自然体験やレクリエーション活動にもご利用できます。

- (1) 豊橋市立学校
- (2) 青少年団体（ボーイスカウト、子ども会、健民少年団、海洋少年団、スポーツ少年団等）
- (3) その他の学校等  
（豊橋市外の公立小中学校、私立学校、高等学校、専門学校、大学、児童クラブ等）
- (4) 家族及び若者のグループ

※ ただし、いずれも10名以上で引率者又は指導者がいる団体の利用となります。

※ ただし、(2)の青少年団体とは、豊橋市少年自然の家・野外教育センター利用についての団体登録が必要です。

## 2. 対象年齢等

- (1) 子ども 5歳以上16歳未満の方
- (2) 若者 16歳以上30歳未満の方
- (3) 引率者 20歳以上の方、家族利用の場合は保護者の方
- (4) 指導者 自然体験・野外活動に類する公的又は民間のインストラクター、指導者資格等の認定を持つ方

## 3. 休館日

毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）

ただし、施設の整備・点検のため臨時に休館することがあります。

## 4. 利用時間

宿泊利用 午前9時00分から翌日午前9時00分まで

1日利用 午前9時00分から午後4時30分まで

ただし、施設の整備・補修・点検等のため、事前に利用時間を変更する日があります。

## 5. 利用申込期間

- (1) 利用日の18か月前～1か月前まで 豊橋市立学校の野外教育活動等
- (2) 利用日の12か月前～1か月前まで 豊橋市内に本拠を置く青少年団体の宿泊利用
- (3) 利用日の6か月前～1か月前まで その他の学校、団体、行事及び1日利用
- (4) 利用日の3か月前～1か月前まで 家族及び若者のグループ

※利用日の1か月前を経過しても利用可能な場合がありますので、お問い合わせください。

## 6. 利用料金

### (1) 宿泊利用料金、1日利用料金

少年自然の家			
設備名	金額		備考
	未成年	成年	
宿泊棟	100円	350円	1泊以内
キャンプ場	20円	70円	

野外教育センター			
設備名	金額		備考
	未成年	成年	
宿泊室	50円	180円	1泊以内
キャンプ場	10円	30円	

※豊橋市立学校及び豊橋市内に本拠を置く青少年団体が利用する場合は無料です。

### (2) 施設使用料

少年自然の家		
設備名	金額	備考
体育館	1,120円	1室3時間以内につき
第1研修室	910円	
第2研修室	400円	

野外教育センター		
設備名	金額	備考
屋内集会所	無料	
講義室	無料	

※豊橋市立学校及び豊橋市内に本拠を置く青少年団体が利用する場合は無料です。

### (3) 物品使用料

少年自然の家		
物品名	金額	備考
テント	240円 / 張	1泊以内につき
毛布	30円 / 枚	
飯盒	30円 / 個	
なべ	30円 / 個	
やかん	30円 / 個	

野外教育センター		
物品名	金額	備考
テント	350円 / 張	1泊以内につき
毛布	30円 / 枚	
飯盒	30円 / 個	
なべ	30円 / 個	
やかん	30円 / 個	

ただし、豊橋市立学校及び豊橋市内に本拠を置く青少年団体が利用する場合は次のとおりとなります。

少年自然の家		
物品名	金額	備考
テント	無料 / 張	1泊以内につき
毛布	20円 / 枚	
飯盒	10円 / 個	
なべ	10円 / 個	
やかん	10円 / 個	

野外教育センター		
物品名	金額	備考
テント	無料 / 張	1泊以内につき
毛布	20円 / 枚	
飯盒	10円 / 個	
なべ	10円 / 個	
やかん	10円 / 個	

※ 使用料の減免制度があります。

※ 1泊2日で利用の場合の1泊とは2日目の午前9時00分までとなります。引き続いて施設をご利用される場合は、午前9時00分以降は1日利用となり使用料が必要です。

## 7. 設備・定員

※人員は小学生を対象としたものです。

### (1) 宿泊施設

少年自然の家	
設備名	宿泊定員
第1 キャンプ場 (テント泊)	65人
第2 キャンプ場 (テント泊)	65人
宿泊棟 (さくら)	24人
宿泊棟 (くろまつ)	24人
宿泊棟 (やまもも)	24人
宿泊棟 (こなら)	24人
宿泊棟 (もちのき)	24人

野外教育センター	
設備名	宿泊定員
キャンプ場 (テント泊)	65人
宿泊室 (本館1階洋室)	96人
宿泊室 (本館2階洋室)	104人
宿泊室 (本館2階和室)	8人

※少年自然の家第1 キャンプ場及び野外教育センターキャンプ場はテントの持ち込みが可能です。

### (2) 屋内の主な施設

少年自然の家	
設備名	収容人員
中央管理棟 第1 研修室	90人
中央管理棟 第2 研修室	30人
中央管理棟 食堂	90人
中央管理棟 浴室(男)	10人
中央管理棟 浴室(女)	10人
体育館(集会所)	120人

野外教育センター	
設備名	収容人員
本館 講義室	50人
本館 浴室(男)	10人
本館 浴室(女)	10人
体育館(集会所)	120人

※講義室は食堂として利用できます。

### (3) 主な貸出物品

物品使用料に記載がない物品は無料です。

- |          |          |          |        |
|----------|----------|----------|--------|
| ・ テント    | ・ 食器 (小) | ・ ざる     | ・ 毛布   |
| ・ 飯盒     | ・ カレー皿   | ・ ボール    | ・ シーツ  |
| ・ なべ     | ・ スプーン   | ・ 三角コーナー | ・ 敷ふとん |
| ・ やかん    | ・ 飯しゃもじ  | ・ コンテナ   | ・ まくら  |
| ・ 移動かまど  | ・ 玉しゃもじ  | ・ たわし    |        |
| ・ 鉄板     | ・ 包丁     | ・ 金たわし   |        |
| ・ 食器 (大) | ・ まな板    | ・ スポンジ   |        |

(4) 施設の詳細

少年自然の家	
①第1キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ テントサイト 13区画、コンセントなし、敷板あり</li><li>・ 屋根付炊事場 炊事炉12、シンク4、作業台3</li><li>・ 遊歩道 アドベンチャー・フォレスト</li></ul>
②第2キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 常設テント 12張(5人用)、コンセントなし</li><li>・ 屋根付炊事場 炊事炉12、シンク4、作業台3</li></ul>
③芝生広場 (多目的広場)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広さ ほぼ円形 30m×30m</li><li>・ 用途 入退村式、キャンプファイア等</li><li>・ 設備 国旗掲揚塔、コンセント、水道蛇口、野外灯</li></ul>
④子ども広場 (多目的広場)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広さ 長方形 35m×18m</li><li>・ 用途 キャンプファイア等</li><li>・ 設備 コンセント、水道蛇口、野外灯</li></ul>
⑤こかげ広場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 用途 流しそうめん、バーベキュー</li><li>・ 設備 野外炉8、テーブル、敷板、流しそうめん設備</li></ul>
⑥宿泊棟(各棟共通)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 床フローリング(約30畳)、洗面・トイレ</li><li>・ 設備 冷暖房なし、コンセント</li><li>・ 寝具 敷ふとん24、毛布48、枕24</li></ul>
⑦中央管理棟第1研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 床カーペット、広さ17m×9m</li><li>・ 用途 会議、研修会、講習会、レクリエーション等</li><li>・ 設備 長机30、折畳椅子90、黒板、五線符板</li></ul>
⑧中央管理棟第2研修室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 床カーペット、広さ10m×7m</li><li>・ 用途 会議、研修会、講習会、創作活動等</li><li>・ 設備 長机10、折畳椅子30、ホワイトボード</li></ul>
⑨中央管理棟厨房・食堂	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設備 ガス炊飯器(15升)、ガス回転釜(60L)、給湯器 ガスコンロ台、ガス湯沸器、2槽シンク、調理台 冷蔵庫(家庭用350L)、テーブル15、丸椅子90</li></ul>
⑩体育館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広さ 約14m×20m</li><li>・ 用途 キャンドルサービス、レクリエーション、 軽スポーツ</li></ul>

野外教育センター

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ①キャンプ場                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ テントサイト 20区画、コンセントなし、敷板あり</li><li>・ 第1炊事場 炊事炉12、シンク4、作業台4</li><li>・ 第2炊事場 炊事炉12、シンク4、作業台4</li><li>・ 野外炊事炉 野外炉49、敷板</li><li>・ 遊歩道</li></ul> |
| ②キャンプファイア場<br>(多目的広場) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広さ 長方形 15m×30m</li><li>・ 用途 キャンプファイア、レクリエーションゲーム</li><li>・ 設備 水道蛇口、野外灯</li></ul>  |
| ③本館 宿泊室 (洋室)          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 床フローリング、畳敷2段ベッド<br/>32人用2室、8人用17室</li><li>・ 設備 冷暖房なし、コンセント</li><li>・ 寝具 毛布各3、枕</li></ul>   |
| ④本館 宿泊室 (和室)          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 8畳</li><li>・ 設備 冷暖房なし、コンセント</li><li>・ 寝具 ふとん8組、枕</li></ul>   |
| ⑤本館 講義室               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様 床Pタイル、広さ17m×9m</li><li>・ 用途 研修会、創作活動</li><li>・ 設備 長机20、折畳椅子60</li></ul>  |
| ⑥本館 厨房                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設備 ガス炊飯器(15升)、ガス回転釜(60L)、給湯器<br/>2槽シンク、調理台、冷蔵庫(家庭用350L)</li></ul>   |
| ⑦集会所 (体育館)            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 広さ 約18m×20m</li><li>・ 用途 キャンドルサービス、レクリエーション、<br/>軽スポーツ</li></ul>  |

# 利用ガイド

## 利用申し込みの手続き

- 利用予約申し込み ▶▶▶ 利用日から起算して次の区分に応じて利用日の1か月前までに電話又は直接窓口でお申し込みください。
- ①豊橋市立学校の野外教育活動等 利用日の18か月前から
  - ②豊橋市内に本拠を置く青少年団体 利用日の12か月前から
  - ③上記①②以外の団体及び1日利用 利用日の6か月前から
  - ④家族及び若者のグループ 利用日の3か月前から
- ※利用日の1か月前を経過しても利用可能な場合がありますのでお問い合わせください。
- ↓
- 利用施設等の下見 ▶▶▶ 利用日の1か月前までに施設の設備、貸出物品、利用方法、危険箇所、安全対策等について施設職員から説明を受けるとともに、活動趣旨・目的、プランの概要等を確認させていただきます。
- ↓
- 使用承認申請手続 ▶▶▶ 利用日の14日前までに次の書類を提出してください。（郵送可）
- ①施設使用承認申請書
  - ②キャンプ計画表
  - ③施設使用・物品借用等申請書
  - ④宿泊者名簿（利用当日受付時に提出してください）
- 手続き上の留意点 ▶▶▶
- ①施設等の下見が行われていない場合は利用できません。ただし、年度内に再度利用される場合は施設職員にご相談ください。
  - ②子ども・若者の健全育成を活動の主体している団体は、使用料金が優遇されますので、当施設の利用についての青少年団体登録を事前に行ってください。
- 申し込み・送付先 ▶▶▶
- |          |  |
|----------|--|
| 少年自然の家   | 〒441-3211<br>豊橋市伊古部町字下り25-41<br>TEL (0532) 21-2301<br>FAX (0532) 21-2840   |
| 野外教育センター | 〒441-3211<br>豊橋市伊古部町字枇杷ヶ谷57-12<br>TEL (0532) 21-2133<br>FAX (0532) 21-2133 |
- 窓口時間 少年自然の家 9時00分～17時00分  
野外教育センター 12時00分～17時00分

# 利用申し込み後の手続き

使用承認書の受取



使用承認申請書の受理後14日以内に使用承認書を送付しますので利用日まで大切に保管してください。



利用内容の変更等



利用日までに人数、利用時間、利用施設、借用物品等に変更がある場合は速やかに連絡してください。ただし、利用日の変更はできません。

利用を取り下げる場合には、使用取消願が必要となりますので、直ちに連絡してください。



施設利用中の手続



**入所の手続**

… 次の時間に利用される各施設の事務室で手続きをしてください。

宿泊利用 9時00分～16時30分

1日利用 入所後速やかに。

①使用承認書と宿泊者名簿（宿泊の場合）を提出してください。

※宿泊者名簿は退所手続きの際にお返しします。

②利用人員、スケジュール、利用施設・貸出物品等に変更がある場合はお知らせください。

③施設職員と活動内容の打ち合わせをしてください。

**物品の借用と利用**

①施設職員から物品を受け取り、使用方法が分からない場合は施設職員から説明を受けてください。

②物品を破損した場合は必ず施設職員の確認を受けてください。

**設備の使用**

①各設備に取り付けの使用マニュアルを確認してください。

②設備を破損した場合は必ず施設職員の確認を受けてください。



利用最終日の手続



**職員の点検**

①借用した物品は汚れを落とし返却時に施設職員の点検を受けてください。ただし、利用団体の指導者が点検をした場合はその旨を施設職員へ伝えてください。

②使用した設備は清掃し、整理整頓して施設職員の点検を受けてください。ただし、利用団体の指導者が点検をした場合はその旨を施設職員へ伝えてください。

**退所の手続**

①事務室の受付窓口で利用人員、使用設備、借用物品等の確認を施設職員と行い、使用料金をお支払いください。

できる限りつり銭がないよう、ご協力をお願いします。

②宿泊者名簿（宿泊利用の場合）をお返しします。

## 施設内のルール

以下の事項は引率者から全員に必ず周知してください。

この施設は青少年の健全育成を目指すための活動の場です。  
ご利用に際しては、常に他の利用者のことを考えて行動してください。

### 環境

施設敷地及び周辺森林は国定公園です。動植物（昆虫含む）の採取は控えてください。ただし、体験学習活動のうえで手に取ることは可能です。

### 火事

森林火災を防ぐため所定の場所以外での火の使用、打上花火は禁止です。風が強い日の野外炊事は施設職員の指示を受けてください。

### 危険

施設周辺の森林は崖が多く危険なため標識ロープから外へは絶対に出ないでください。また、安易に生き物を触らないよう注意してください。

### 安全

施設入口の門扉は日没30分後から翌朝6時45分まで閉まります。夜間の外出は他の利用者の安全のため控えてください。

### 消灯

消灯時刻は22時00分です。深夜・早朝は静かに過ごし他の利用者の迷惑にならないよう心掛けてください。

### けが

野外活動で最も多いケガは火傷です。引率者の方は火の使用に際し細心の注意を払い、必要に応じて施設職員の助言を受けてください。

### 飲酒

教育委員会の方針として青少年教育施設敷地内での飲酒を全面禁止としております。

### 喫煙

この施設は青少年の健全育成及び受動喫煙防止のため全面禁煙です。たばこを吸う方は事前に施設職員の指示を受けてください。

### 飲食

研修（講義）室、宿泊棟（室）、ロビーでの飲食は禁止しております。ただし、水筒等に入れた水・お茶の持ち込みは結構です。

### ペット

施設の方針として利用者の方の安全面及び衛生面の理由で犬・猫などの動物の持ち込みは禁止しております。

上記事項の他、施設周辺の伊古部町内に生活する人、他の利用者に対し明らかな迷惑になると判断した場合は、活動の中止・施設利用の中止等を求める場合があります。



# 利用者のマナー

この施設は皆様方のご協力により低料金でのご利用を実現しております。  
使用後の設備は清掃し、物品は大切に扱い、次に利用する方が気持ちよく使えるよう常に心掛けてください。

## エネルギーの節約

- ・ 節電、節水に心掛けてください。
- ・ 薪は何十年もかけて育ったスギの木から手作業で作っています。環境に優しい貴重な資源を大切にしてください。

## 整理、整頓

- ・ トイレのスリッパは必ず揃えてください。
- ・ 使ったものは元の位置に戻してください。

## 時間を守る

- ・ 就寝時刻、起床時刻など決められた時間は必ず守り、他の利用者の迷惑にならないよう心掛けてください。

## 駐車場所

- ・ 利用者の方の安全上の理由で車道及び駐車場以外は車両の侵入を禁止しております。

## ロビーのご利用

- ・ ソファーでの睡眠はお控えください。
- ・ テレビは野外活動での安全確保のため緊急情報や気象情報などの情報を収集するためにご利用ください。

## 厨房のご利用

- ・ 食器類、調理器具を追加で使用する場合は利用者の方の安全面、衛生面での理由で必ず職員へ連絡してください。無断でご利用されないようお願いします。

# 少年自然の家での生活について

少年自然の家では、ご利用の皆様方が安全に楽しく活動し、キャンプの目的を達成していただけるよう、施設の機能に合わせて次のとおりルールを設けてあります。また、各設備では、個々の使い方のマニュアルがありますので、お確かめのうえご利用ください。

## 1. 入所式と退所式

実施の判断は利用者の方が決定してください。施設職員は司会進行等を行いません。

- ・場所 国旗掲揚塔前又は芝生広場で行ってください。  
雨天時は体育館をご利用ください。
- ・用具 放送機器類の貸出はありませんので必要な場合は持参してください。

## 2. オリエンテーション

入所時に必ず施設職員とキャンプスケジュール及び次の項目の確認を行ってください。

- ①各申請書及びキャンプ計画表の内容に変更はないか。
- ②体調不良の者はいないか。
- ③入浴開始予定時刻と終了予定時刻

## 3. 必ず守っていただく生活時間

- ・起床 6時00分以降 起床時刻前に起きた場合は他の利用者の迷惑にならないよう静かにしててください。
- ・入浴 21時45分までに 入浴時間を事前に施設職員と調整してください。
- ・消灯 22時00分までに

## 4. 事務室窓口時間と門扉の開閉

門扉は日没30分後から翌朝6時45分まで閉まります。

門扉の閉鎖時間中に入出入りする必要がある場合は事前に施設職員に相談してください。

門扉の閉鎖時間中に緊急の事情により門扉の開閉が必要な場合は宿直職員へ連絡してください。

事務室窓口は19時30分から翌朝7時00分まで閉まります。

## 5. 宿泊関連設備の使用

### (1) 宿泊棟の使用

使用上の安全は利用団体の引率者が確保してください。また、定員を超えて利用する場合は、避難経路の確認と利用者全員に対し事前に周知をしてください。

- ・配置備品 敷布団24枚、毛布48枚、枕24個 (1棟あたり)
- ・トイレ・洗面 和式ブース2、小便器3、洗面器4
- ・無料貸出品 寝袋型シーツ
- ・使用後の収納 配置備品はきちんとたたんで元に戻してください。
- ・禁止事項 建物内では火気の使用、お茶と水以外の飲食はできません。
- ・緊急時 室内インターホンをご利用ください。

※アドバイス・・・真夏以外は朝晩が冷える日がありますので毛布は一人2枚をお勧めします。

※お願い・・・枕用のタオルをご用意ください。次に使う方のためにご協力ください。

## (2) テントサイトの使用

### ・第1キャンプ場

テントは施設の貸出又は利用者の方の持込みにより設営してください。ただし、テントの規格によっては設営できないサイトがありますので申込時にご確認ください。

### ・第2キャンプ場

テントは5月上旬から10月下旬まで常設してあります。

### ・フリーテントサイト

芝生広場のフリー区画にテントを設営できます。ただし、他の利用者等が芝生広場を使用する場合はご利用できません。

### 共通事項

①テントサイト及び周辺での炊事（直火・グリルを問わずすべて）、花火はできません。

②テント内で蚊取り線香の使用はできません。電池式のものをご用意ください。

③常設のテント及び貸出テントの定員は子どもで5～6名です。

④テント用毛布を貸出いたします。施設職員が中央管理棟1階テラスの西側に配置しますので利用者の方が運んでください。使用後は指定のたたみ方で返却してください。

※アドバイス・・・毛布はテント1張につき下敷用2枚と1人1～3枚をお勧めします。

・貸出テントの取扱い ※利用者の方の希望で施設職員が説明をいたします。

貸出テントは施設職員が倉庫2の前へ配置します。使用後は付属品の数を確認して倉庫2の前まで運び施設職員の点検を受けてください。

## (3) 浴室の使用

・男女各浴室10名程度が一度に利用できます。

・22時00分以後はボイラーが停止し、お湯がでなくなります。

・団体利用の場合はその日のうちに浴室及び脱衣室の清掃をしてください。

※お願い・・・節水と節電にご協力ください。

## 6. 貸出物品の受取りと返却

施設の物品の貸出は、「施設使用・物品借用申請書」により過不足のないよう申請してください。追加で借りる器材がある場合は必ず施設職員へ連絡し職員から直に受け取ってください。

### 受取・返却場所

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ・テント、移動かまど       | 倉庫前        |
| ・調理器具、食器類        | 食器小屋       |
| ・貸出テント用毛布        | 中央管理棟テラス西側 |
| ・シーツ（宿泊棟利用の場合のみ） | 中央管理棟1階ロビー |

### ①受け取り時に行っていただくこと

- ・物品の種類と数量を確認してください。
- ・破損や不具合がないか確認してください。

### ②返却時に行っていただくこと

- ・焦げや汚れが残っていないか確認してください。
- ・数量に不足がないか確認してください。
- ・破損や不具合がないか確認してください。
- ・施設職員の点検を受けてください。

## 7. 炊事設備・厨房の使用

炊事設備及び厨房の使用時間は6時00分から19時30分までです。夜間は使用できません。また、炊事設備ごと固有のルールがあります。

### (1) 厨房の使用

一般家庭にはない調理機器ですので、使用に際しては事前に施設職員から説明を受けてください。無断使用又は使用方法の説明を受けずに調理機器等を使用したことにより事故が発生した場合はすべて利用者の責任において解決していただきます。

- ・子どもは厨房に入れません。
- ・厨房は土足で入れません。
- ・生魚の調理は排水設備の都合でできません。
- ・天ぷら、揚げ物等の危険なメニューは控えてください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻し、臭いが残らないようにしてください。

### (2) 食堂の使用

- ・給湯器は22時00分に電源が切れます。
- ・野外炊事との併用はできません。
- ・カセットコンロ、ストーブ（コンロ）、七輪等による調理はできません。
- ・冷蔵庫は各団体ごとに割り振られたところをご使用ください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻してください。

### (3) 野外炊事場の炉の使用（第1キャンプ場・第2キャンプ場）

- ・飯盒炊さん以外の目的で使用できません。  
ただし、専用の架台を利用して鍋を使用することができます。
- ・炉では薪以外の燃料、液状の着火剤、石油類は使用禁止です。
- ・移動かまど（屋外用簡易かまど）を使用する場合は炊事場の外で使用してください。
- ・残炭（薪の燃えた炭や燃え残り）は水を掛けずに残炭箱へ収納してください。
- ・炉には絶対に水を掛けないでください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻してください。

### (4) 調理器具・食器類等の洗浄

- ・カレーの鍋、カレー皿はペーパータオルで拭き取ってから洗ってください。
- ・飯盒の焦げは完全に除去してください。
- ・シンクから野菜くず・残飯が流れ出ないように注意してください。

## 8. 炊事用及びキャンプファイア用の薪の使用

野外炊事とキャンプファイアで使用する薪は、体験学習の支援の一環として無料でお渡ししております。施設職員が利用者の方のキャンプ計画から必要な薪の量を判断しお渡しします。常に限りある資源を有効に使うことを心がけ不足しないよう配分してください。

### ① 野外炊事用の薪

- ・薪1束でカレーライス6人分の調理を基準としております。
- ・薪は施設職員が薪小屋へ配置します。
- ・薪を縛ってあったロープは薪小屋へ返却してください。
- ・余った薪は燃やさずにロープで縛って薪小屋へ返却してください。

## ②キャンプファイア用の井桁と薪

- ・ 1時間30分程度のキャンプファイア用として7段までの井桁を用意いたします。  
ただし、下から2段目まで鉄骨、3段から上は杉間伐材です。
- ・ 終了後はその日のうちに井桁と薪が炭になるまで燃やしきり、灰取缶へ入れてください。
- ・ 灯油はご持参ください。

## 9. ごみの分別と持ち帰りのお願い

施設の利用中に出るごみについては、「燃やすごみ」のみ施設で処分しますので、「燃やすごみ」以外のものはすべて利用者の方がお持ち帰りください。

### ○燃やすごみ（施設で処分するもの）

野菜くず、果物の皮、残飯、茶殻、割りばし、割りばし紙袋、食品の包装紙、紙コップ、紙皿、食品汚れのついたトレイ、プラスチック・ビニール類など

## 10. その他

- ・ 入浴用の石鹸、シャンプー、ドライヤーは常備しておりません。
- ・ 携帯電話は電波受信の状態が悪い場所があります。
- ・ 夏季は蚊が多い日があります。
- ・ 野外炊事ではやけど防止のため綿の軍手をご用意ください。

# 野外教育センターでの生活について

野外教育センターでは、ご利用の皆様方が安全に楽しく活動し、キャンプの目的を達成していただけるよう、施設の機能に合わせて次のとおりルールを設けてあります。各設備では個々の使い方のマニュアルがありますので、お確かめのうえご利用ください。

## 1. 入村式と退村式

実施の判断は利用者の方が決定してください。施設職員は司会進行等はいりません。

- ・ 場所 国旗掲揚塔前で行ってください。  
雨天時は体育館をご利用ください。
- ・ 用具 国旗、放送機器類の必要な場合は申し出てください。

## 2. オリエンテーション

入村時に必ず施設職員とキャンプスケジュール及び次の項目の確認を行ってください。

- ①各申請書及びキャンプ計画表の内容に変更はないか。
- ②体調不良の者はいないか。
- ③入浴開始予定時刻と終了予定時刻

## 3. 必ず守っていただく生活時間

- ・ 起床 6時00分以降 起床時刻前に起きた場合は他の利用者の迷惑にならないよう静かにしてください。
- ・ 入浴 21時45分までに 入浴時間を事前に施設職員と調整してください。
- ・ 消灯 22時00分までに

## 4. 事務室窓口時間と門扉の開閉

門扉は日没30分後から翌朝6時45分まで閉まります。

門扉の閉鎖時間中に入出入りする必要がある場合は事前に施設職員に相談してください。

門扉の閉鎖時間中に緊急の事情により門扉の開閉が必要な場合は宿直職員へ連絡してください。

事務室窓口は19時30分から翌朝7時00分まで閉まります。

## 5. 宿泊関連設備の使用

### (1) 宿泊棟の使用

使用上の安全は利用団体の引率者が確保してください。

避難経路の確認と利用者全員に対し事前に周知をしてください。

- ・ 配置備品 毛布3枚、枕1個 (一人分)
- ・ 無料貸出品 シーツ2枚
- ・ 使用後の収納 配置備品はきちんとたたんで元に戻してください。
- ・ 禁止事項 宿泊室内では火器の使用、お茶と水以外の飲食はできません。

※お願い・・・枕用のタオルをご用意ください。次に使う方のため少しだけご協力をお願いします。

## (2) テントサイトの使用

テントは物品借用又は利用者の持込みにより設営してください。ただし、テントの規格によっては設営できないサイトがありますので申込時にご確認ください。

- ①テントサイト及び周辺での炊事（直火・グリルを問わずすべて）、花火はできません。
- ②テント内で蚊取り線香の使用はできません。ただし、電池式の場合は結構です。
- ③借用テントの定員は子どもで5～6名です。
- ④テント用毛布を物品借用申請により貸出しいたします。

使用後は指定のたたみ方で返却してください。

※アドバイス・・・毛布の枚数は1張につき敷毛布として2枚、一人1～3枚がよい。

・借用テントの取扱い ※施設職員が説明をいたします。

物品借用申請により施設職員が貸出をします。使用後は付属品の数を確認して返却し施設職員の点検を受けてください。

## (3) 浴室の使用

- ・男女各浴室20名程度が一度に利用できます。
- ・22時00分以後はお湯がでなくなります。
- ・団体利用の場合はその日のうちに浴室及び脱衣室の清掃をしてください。

※お願い・・・節水と節電にご協力ください。

## 6. 借用物品の受取りと返却

施設の物品の貸出は、「施設使用・物品借用申請書」により過不足のないよう申請してください。追加で借りる器材がある場合は必ず施設職員へ連絡し職員から直に受け取ってください。

受取・返却場所

- |           |         |
|-----------|---------|
| ・調理器具、食器類 | 食堂      |
| ・シーツ      | 本館1階ロビー |
| ・貸出テント用毛布 | 体育館     |

### ①受け取り時に行っていただくこと

- ・借用物品の種類と数量を確認してください。
- ・破損や不具合がないか確認してください。

### ②返却時に行っていただくこと

- ・焦げや汚れが残っていないか確認してください。
- ・数量に不足がないか確認してください。
- ・破損や不具合がないか確認してください。
- ・施設職員の点検を受けてください。

## 7. 炊事設備・厨房の使用

炊事設備及び厨房の使用時間は6時00分から19時30分までです。夜間は使用できません。また、炊事設備ごと固有のルールがあります。

### (1) 厨房の使用

一般家庭にはない調理機器ですので、使用に際しては事前に施設職員から説明を受けてください。無断使用又は使用方法の説明を受けずに調理機器等を使用したことにより事故が発生した場合はすべて利用者の責任において解決していただきます。

- ・子どもは厨房に入れません。
- ・厨房は土足で入れません。

- ・生魚の調理は排水設備の都合でできません。
- ・天ぷら、揚げ物等の危険なメニューは控えてください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻し、臭いが残らないようにしてください。

## (2) 食堂の使用

- ・給湯器は22時00分に電源が切れます。
- ・野外炊事との併用はできません。
- ・カセットコンロ、ストーブ（コンロ）、七輪等による調理はできません。
- ・冷蔵庫は各団体ごとに割り振られたところをご使用ください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻してください。

## (3) 野外炊事場の使用

- ・飯盒炊さん以外の目的で使用できません。
- ・炉では薪以外の燃料、液状の着火剤、石油類は使用禁止です。
- ・残炭（薪の燃えた炭や燃え残り）は水を掛けずに残炭箱へ収納してください。
- ・炉には絶対に水を掛けないでください。
- ・使用後は清掃をして使用前の状態に戻してください。

## (4) 調理器具・食器類等の洗浄

- ・カレーの鍋、カレー皿はペーパータオルで拭き取ってから洗ってください。
- ・飯盒の焦げは完全に除去してください。
- ・シンクから野菜くず・残飯が流れ出ないように注意してください。

## 8. 炊事用及びキャンプファイア用の薪の使用

野外炊事とキャンプファイアで使用する薪は、体験学習の支援の一環として無料でお渡ししております。施設職員が利用者の方のキャンプ計画から必要な薪の量を判断しお渡しします。常に限りある資源を有効に使うことを心がけ不足しないよう配分してください。

### ①野外炊事用の薪

- ・薪は施設職員が薪小屋へ事前に配置します。
- ・余った薪は燃やさずに薪小屋へ返却してください。

### ②キャンプファイア用の井桁と薪

- ・1時間30分程度のキャンプファイア用として井桁と薪を用意いたします。
- ・終了後はその日のうちに井桁と薪が炭になるまで燃やしきり、灰取缶へ入れてください。
- ・灯油はご持参下さい。

## 9. ごみの分別と持ち帰りのお願い

施設の利用中に出るごみについては、「燃やすごみ」のみ施設で処分しますので、「燃やすごみ」以外のものはすべて利用者の方がお持ち帰りください。

### ○燃やすごみ（施設で処分するもの）

野菜くず、果物の皮、残飯、茶殻、割りばし、割りばし紙袋、食品の包装紙、紙コップ、紙皿、食品汚れのついたトレイ、プラスチック・ビニール類など

## 10. その他

- ・入浴用の石鹸、シャンプー、ドライヤーは常備しておりません。



- ・携帯電話は電波受信の状態が悪い場所があります。
- ・夏季は蚊が多い日があります。
- ・野外炊事ではやけど防止のため綿の軍手をご用意ください。